

さいたま市告示第568号

さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項の規定により次のとおり伝統産業事業所の指定を取消したので、同要綱第13条の規定により告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定を取消しした伝統産業事業所

指定番号	事業所名	区分	所在地
114	藤本桐材店	伝統的な工芸技術を継承する事業所（桐箆笥）	西区三橋6-1646-4

2 取消しの理由

さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項第1号の規定による。

3 取消年月日

令和8年3月30日

4 連絡先

担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話 048（829）1364